

パーソナルファイナンス学会 第 23 回全国大会

報告要旨

統一論題

「パーソナルファイナンスを巡る技術革新、
そして高まる犯罪対策と金融教育の必要性」

拓殖大学（文京キャンパス）
2024 年 2 月 24 日(土)

目次

2024 年 2 月 24 日(土)

(1)【自由論題】

「起業の阻害要因とナッジ～教育の現場から」

中西孝平(鹿児島国際大学)..... 4

(2)【自由論題】

「SMBC グループ金融経済教育セミナーについて(事例報告)」

原田真知子(SMBC コンシューマーファイナンス 新宿お客様サービスプラザ)..... 5

(3)【特別講演】

「金融リテラシー向上コンソーシアムについて」

倉中 伸(日本貸金業協会会長)..... 7

(4)【統一論題】

「クレジットカードを使った違法な決済と不正な送金事例と対策の方向性」

吉元利行(現代ビジネス法研究所)..... 8

(5)【統一論題】

「脳科学を活用した若年層の金融詐欺被害防止に向けて」

寺尾 隆(福井大学)、西下 慧(株式会社日本総合研究所)、楠富智太(VIE 株式会社)、
茨木拓也(VIE 株式会社兼株式会社 NTT データ経営研究所)、村越まひる(株式会社
NTT データ経営研究所)、竹本拓治(福井大学)..... 9

(6)【統一論題】

「給与ファクタリング以降におけるヤミ金融の犯罪スキームに関する研究」

堂下 浩(東京情報大学)..... 10

(7)【統一論題】

「金融犯罪の現状 ～時代と共に変遷するヤミ金融業者の手口」

小野寺智成(警察庁生活安全局 生活経済対策管理官付 経済第三係)..... 11

(8)【特別講演】

「パーソナルファイナンスを巡る法制度の課題と展望」

上田 勇(参議院議員、公明党・政務調査会長代理)..... 12

開催趣旨

金融と情報の融合が進む現象を捉えて、海外ではフィンテックと呼ばれる企業集団が革新的な技術と取組みで金融市場を席捲してきました。確かに日本でも資金決済の分野でペイペイに代表される先進的な金融サービスが定着しつつあります。

しかし、日本におけるパーソナルファイナンスを巡る分野では、時代にそぐわない規制故に、革新的な進化は見られないと言っても良いでしょう。ヨーロッパ諸国では、事業者金融の分野、特に零細企業に対して、貸付型クラウドファンディングが伝統的な金融機関を凌駕しつつあります。一方で、日本ではマスコミによると、二社間ファクタリングを提供する業者がフィンテック企業として紹介されますが、海外事例とは異質性を有します。

さらに、消費者金融の分野においては深刻な問題が顕在化しつつあると言えます。この背景として、パーソナルファイナンスを巡るカウンセリングや金融教育の制度的な不備を挙げることができるでしょう。今日、様々な詐欺集団が金融知識の未熟な若者をターゲットに銀行カードローンや消費者金融へ誘導しながら資金を収奪したり、ヤミ金融が違法な金融に頼らざるを得ない人々に融資した上で回収できない場合は闇バイトを斡旋したりする、などの巧妙な事件が増えています。

そこで、本年度のパーソナルファイナンス学会においては、「パーソナルファイナンスを巡る技術革新、そして高まる犯罪対策と金銭教育の必要性」という統一論題で、広く研究者の間において有意義な議論を深めていきたいです。

第 23 回全国大会実行委員長
堂下 浩（東京情報大学）

(1) 【自由論題】

起業の阻害要因とナッジ～教育の現場から

鹿児島国際大学 准教授

中西 孝平

1999年の中小企業基本法改正を受けて、わが国の中小企業政策はパラダイム転換を遂げた。それは中小企業政策の「中小企業は過少過多」との理解に基づく「中小企業の構造高度化」から「中小企業はイノベーションの主体」との理解に基づく「優れた中小企業の発見、称揚」への劇的な転換であった。これはアメリカのシリコンバレーの成功に触発され、バブル経済以降低迷が続いたわが国経済の浮揚を願い、その可能性を中小企業に託したものであると言える。しかしながら、以後、起業支援は日本の中小企業政策の中核に据えられ、様々な施策が推進されてきたものの、わが国の起業動向は他の先進国に比べて著しく低迷している。

本研究では、その原因を、第一に、わが国において展開されてきた起業支援が、わが国の中小企業論の発展経緯やわが国経済の置かれた状況のゆえに、高度な知識と技術力をもつベンチャービジネスを中心に論じられ、政策展開されてきたことや、第二に、わが国における新卒一括採用が私立大学の経営上の都合と相まって固定化し、人々の関心が起業に向かいにくくなっていること。以上の二点のために起業の心理的ハードルが上がっていることを指摘している。

そして、その解決策として、起業家の視点を「いかに収益を上げ、事業の継続を図るか」からアフォードブルロス、すなわち「事業を継続するうえでの損失をどこまで許容するか」に転換することを促す政策の実施を提起し、そのための手法として、行動経済学上の概念「ナッジ」を活用することを主張している。

(2) 【自由論題】

SMBCグループ金融経済教育セミナーについて（事例報告）

SMBCコンシューマーファイナンス株式会社
新宿お客様サービスプラザ
原田 真知子

<報告目的>

- ・ SMBCコンシューマーファイナンス株式会社（以下、当社）では、2011年から主に高校生や大学生を対象とした金融リテラシー向上への取組として「PROMISE 金融経済教育セミナー」を開始。
- ・ 2023年4月からSMBCグループ一体の取組みとして名称を「SMBCグループ金融経済教育セミナー」と変更し、大学でのSMBCグループ協働の体系的なセミナーや、金融リテラシー検定の普及、社会人向けセミナーの推進、地域・警察機関など地域と協働した取組を強化
- ・ 研究者、教育者である学会員の皆さまに、活動の認知及び、更なる高度化についてご意見をいただきたい

<報告内容>

1. SMBCグループ金融経済教育セミナーの概要

- ・ 累計受講者数は165万人超（11月末）。3千件を超える開催を全国11拠点、約70名の社員が担当
- ・ 一般的な「生活設計・家計管理」、「ローン・クレジット」、「金融トラブル」、「資産形成」などのインプット型のセミナーの他、アクティブラーニング型プログラム
- ・ 出前方式の対面開催のみならず、リモート開催、DVD動画の貸出や、HP掲載のWEB動画の視聴も可能

2. SMBCグループ金融経済教育セミナーの効果

（受講者）

- ・ 金融リテラシー向上によるFinancial Well-Beingの向上
- ・ 学生の就業観・職業観、課題解決能力を育成

（当社）

- ・ 市場の健全化による経営の持続可能性の向上、ブランド価値向上、社員の成長

3. 取組事例紹介

- ①SMBCグループの総合力を活かした大学での体系的セミナーの導入

- ②金融リテラシー検定の普及
- ③地域金融機関、警察との協働

4. 今後の取組

- ・地域や社会との更なる連携による社会的価値の創造（マテリアリティに則った社会的課題の解決）

(3) 【自由論題】

金融リテラシー向上コンソーシアムについて

日本貸金業協会 会長

倉中 伸

本講演では、日本貸金業協会が 2023 年 6 月、協会加盟の大手貸金業者と設立した協働事業体「金融リテラシー向上コンソーシアム」について、設立の背景や活動状況などを報告する。あわせて、本コンソーシアムの金融経済教育で導入を進めている心理学的なアプローチについても言及する。

日本貸金業協会は、2007 年 12 月に貸金業法に基づく自主規制機関として内閣総理大臣の認可により設立され、今年で 17 年目を迎えた。貸金業を巡っては過去に多くの問題が起こったが、法規制の強化や当協会の自主規制、貸金業者の自助努力などにより業界の健全化は大きく進展し、貸金業者に起因する多重債務問題は概ね鎮静化している。

貸金業は、消費者及び事業者の多様な資金需要に利便性の高い融資商品の提供や迅速な審査等をもって対応することにより、その円滑な資金調達に寄与している。一方で、その資金供給機能を金融犯罪に利用される状況も生じている。一例としては、若者がインターネットを通じて投資詐欺や副業詐欺に巻き込まれ、消費者金融で調達したお金を窃取されるといったことが挙げられる。

多くの場合、詐欺被害者は融資の申込み時点では「必ず儲かる」という謳い文句を信じ込んでおり、詐欺業者の指示に従って虚偽の資金使途や年収額などを申告する。大半は与信審査で謝絶されるものの、貸金業者の側ですべての虚偽申告を見破るのは不可能であり、借り手である若者の「だまされないためのリテラシー」を高めなければ被害は防げない。

本コンソーシアムは「お金でつまづかない教育」を掲げ、資金需要者等の金融リテラシー向上と金融トラブル被害の防止を目的としている。今春には認可法人「金融経済教育推進機構」の発足も予定されるなど投資教育が盛り上がりを見せる中、我々は金融トラブル対策としての金融経済教育に力点を置く。

設立から半年強が経過し、高校や専門学校を対象とした金融経済教育セミナー(出前講座)の実績が少しずつ積み上がってきている。また、出前講座のような『点的な展開』とともに、SNS 媒体の活用やインターネットサービス業者との連携などの『面的な展開』による周知活動も併用していく。

金融トラブル被害を防止するには、心理学的なアプローチも重要である。人間は誰しも「心理的な弱点」を持っている。自分の直感や先入観、経験則によって合理性を欠く判断をしてしまういわゆる「認知バイアス」であり、詐欺を働く者はこうした弱点を巧みに突いてくる。金融経済知識の修得だけでなく、人間の持つ「バイアス」も知恵として備えておくことが「お金でつまづかない」ためには重要であり、本コンソーシアムもこうした知見を金融経済教育活動に活かしていく。

(4) 【統一論題】

クレジットカードを使った違法な決済と不正な送金事例と対策の方向性

現代ビジネス法研究所 博士(法学)

吉元 利行

マネー・ローンダリング(Money Laundering「資金洗浄」)とは、犯罪によって得られたお金(不法収益)を、全く関係のない他人名義の口座などに入金することで、不法収益の出どころをわからないようにする手法のことです。マネー・ローンダリングによって出どころがわからなくなった不法収益は、別の犯罪やテロ行為などに使われてしまいます。

麻薬取締目的で始まったマネロン対策ですが、現在では組織的犯罪のみならずさまざまな犯罪による収益、その資金の隠匿による脱税などを含めて、取り締まりの対象になっています。最近では、特殊詐欺やサイバー犯罪などによる高額な犯罪収益の移転やさらなる犯罪の資金等に利用されることを防ぐ役割が期待されています。その対策の主体は、まず銀行など為替取引による資金移動等に着目されていましたが、金融機関のマネロン等の対策が進む中で、クレジットカードを活用したり、貴金属、不動産などの資産を使った資金移動などでの対策の強化が求められるようになってきています。

さらに、FATF 勧告により、金融機関の「マネー・ローンダリング対策」や「テロ資金供与対策」、「拡散金融対策」が強く求められているものの、十分といえず、2021年8月30日に第4次対日相互審査報告書が公表され、国の取り組みとともに、各金融機関の未達成項目が適示され、さらなる審査を継続することとなりました。これを受けて、2024年3月までに金融庁・経済産業省がマネロンガイドラインに基づく対応の完了を求めています。

警察庁が公表した「犯罪収益移転防止に関する年次報告書(令和4年)」によれば、2022年の「疑わしい取引」の通知件数は58万3,317件となっており、届出事業者別では、預金取扱金融機関が43万5,728件(74.7%)、貸金業者4万5,684件(7.8%)、クレジットカード事業者4万1,106件(7.0%)の順となっています。一方で、クレジットカードの不正使用が2022年に436億円発生し、2023年は500億円を超えると見込まれています。したがって、不正使用の9割以上を占めるカード番号等情報の悪用による不正収益の獲得阻止が重要な課題となっています。

そこで、本報告では、クレジットカードを利用した不正利用の手口を具体的に解説し、不正利用と資金移動等の阻止についての各事業者の対策を行う上での視点及び法律による規制の方向性についての提言を行います。

脳科学を活用した若年層の金融詐欺被害防止に向けて

福井大学 寺尾 隆

株式会社日本総合研究所 西下 慧

VIE 株式会社 楠富 智太

VIE 株式会社兼株式会社 NTT データ経営研究所 茨木 拓也

株式会社 NTT データ経営研究所 村越 まひる

福井大学 竹本 拓治

本研究の目的は、脳科学ⁱを活用した若年層の金融詐欺被害防止に向けた調査及び検証である。2022 年 4 月日本経済新聞社の記事によると、ネット経由によるお金のトラブルが若年層を中心に多発している。同年 4 月に成年年齢の引き下げにより、18 歳から親の同意なく、契約ができるなど、若年層による金融詐欺が懸念されていた状況である。また、副業や情報商材等による消費者トラブルが増加傾向にある。その背景には、SNS などからの情報を信じ込むことや、目先の収入等による意思決定力の低下、心理的かつ巧みな勧誘・詐欺的商法に引っ掛かってしまい、消費生活センターへの相談も後を絶たない状況である。

高等学校における教育現場では同年 4 月に学習指導要領が改訂され、高等学校における金融教育が拡充され、各地で若年層の金融リテラシー向上に向けた取組みが広がる。一方で、先行研究では衝動性・信頼傾向が高い人の詐欺被害に遭いやすく（Zhi Zhang&Zhi Ye,2022）、楽観的な人や認知バイアスが強い人は投資詐欺に遭いやすい傾向（Taofik Hidajat&Ina Primiana&Sulaeman Rahman&Erie Febrian,2020）にある。日本においても、（2022 年金融広報中央委員会による金融リテラシー調査では過去に金融教育を受けたことがない人よりも、金融教育を受けたことがある人の方が金融詐欺の経験があるという傾向が見受けられた。また、詐欺の種類によって被害に遭いやすい人の特徴が異なっており（Yoshihiko Kadoya&Mostafa Saidur Rahim Khan&Jin Narumoto&Satoshi Watanabe,2021）、金融リテラシーの向上だけでは、若年層の詐欺被害防止に繋がりにくいのではないかと懸念される。

本研究では、金融詐欺の要因となる金融リテラシー能力以外に必要とされる意思決定スキルや心理・行動特性をゲーム体験により身に付けることで、詐欺被害防止に繋がるか検証したい。その結果を踏まえて、金融リテラシー能力以外に必要とされるスキルを身に付けるための提言やコンテンツ等の提供などにより、日本における金融詐欺被害の減少に貢献できるのではないかと考える。なお、本研究は福井大学、株式会社日本総合研究所、VIE 株式会社（データ解析等一部の業務を株式会社 NTT データ経営研究所へ委託）との共同研究である。

ⁱ VIE 株式会社によるイヤホン型脳波計測装置から計測した脳波データを活用し、ゲーム体験による金融詐欺被害防止に向けた実験

給与ファクタリング以降におけるヤミ金融の犯罪スキームに関する研究

東京情報大学 総合情報学部 教授
堂下 浩

2023 年は我が国の社会にとって新型コロナ禍から脱却し、経済が正常化に向かう局面でもあった。一方で物価の高騰やゼロゼロ融資の返済開始により、突発的な資金需要が一段と旺盛となる傾向を強めた。こうした状況下において、2つの新たなタイプのヤミ金融が警察により相次いで摘発された。

2023 年 1 月に全国で初めて茨城県警が「先払い買い取り商法」を営む業者を摘発した。利用者（被害者）は 1 万 2800 人、貸し付け利益は約 4 億円にのぼる。警察の執念ともいえる捜査の成果であろう。その結果、先払い買い取り業者の撤退は進んだ。

そして、2023 年 10 月に今度は神奈川県警が新たなヤミ金融業者を逮捕した。金券買い取りを偽装して資金を提供する「ギフト券買い取り商法」と呼ばれるヤミ金融であり、これも全国で初めての摘発となる。

これら近年のヤミ金融は一昔前のものとは異なり、単純な金銭貸借の形を取らず、法律の抜け道をくぐるような狡猾な手口を次々と編み出し、警察にとって摘発のハードルは段々と高くなってきた。そして、ネット上で堂々と営業している点も特徴であり、その利用者もこれら業者が違法な貸付けであることを理解した上で契約を交わしている点など、ヤミ金融と利用者側の関係も変化を遂げている可能性が高い。

さらに、逮捕されたヤミ金融側も違法性を巡り法廷で執拗に争う事例も散見されるようになった。たとえば、給与ファクタリングが貸金業に該当すると金融庁が発表してから 1 年後の 2021 年 2 月に、北海道警は給与ファクタリングを営んでいるとして「日本強運堂」という業者を逮捕した。しかしながら、逮捕された経営者らは自分たちのスキームが金融庁の示した見解に当てはまらないと主張し、容疑を認めず最高裁まで争う事態に発展した。2023 年 2 月、最終的に最高裁は日本強運堂のスキームが貸し付けに当たると判断を下した。ただし、この裁判ではファクタリング業者による「回収リスクの負担」という観点で金融庁の見解に反駁の余地が残されている可能性を示唆した。そして、敗訴となったものの、ヤミ金融業者側は裁判所が認めなかった要因を分析し、それを克服する新たなスキーム開発に活かす機会を与えたとも言える。

本発表では、先ず 2020 年 3 月に金融庁が給与ファクタリングの違法性を示した後、給与ファクタリング商法は鳴りを潜めた一方で、法解釈の難しいスキームを具備したヤミ金融が跋扈し始めた経緯を説明する。併せて近年、ヤミ金融の利用者が遭遇するトラブルの事象についても新聞記事などを参照しながら、その実態について解説を試みたい。

(7) 【統一論題】

金融犯罪の現状 ～時代と共に変遷するヤミ金融業者の手口

警察庁生活安全局 生活経済対策管理官付 経済第三係

小野寺 智成

講演では、金融犯罪の現状を警察統計から紐解きながら、

- ・ 給与ファクタリング
- ・ 現金後払い
- ・ 先払い買取り

といった時代と共に変遷するヤミ金融業者の手口について解説します。

(8) 【特別講演】

パーソナルファイナンスを巡る法制度の課題と展望

参議院議員、公明党・政務調査会長代理
早稲田大学 クレジットビジネス研究所・招聘研究員
上田 勇

ファクタリングや商品売買を偽装した新たな手口の「ヤミ金融」事件が多発している。背景には、①個人や小規模事業者向けのファイナンスの実態や法制度に関する理解の不足、②違法なファイナンスに対する監視・取締まり体制の不備、③小口・短期の資金需要に対応した供給の仕組みの欠如などがあると考えられる。こうした課題に対して、行政の取組みを紹介するとともに、政治としていかに取り組むべきかについてお話させていただく。また、③のパーソナルファイナンスの制度的な課題について、2006年の貸金業法改正をめぐる議論を踏まえて、今後の制度のあり方について問題提起させていただく。

2024 年 1 月 31 日発行

編集・制作：パーソナルファイナンス学会 大会実行委員会

〒162-0041 東京都新宿区早稲田鶴巻町 518 司ビル 3F

IBI 国際ビジネス研究センター内

TEL:03-5273-0473 FAX:03-3203-5964

e-mail: japf@ibi-japan.co.jp

本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。これらの許諾については、お問い合わせください。

© 2024 Japan Academy of Personal Finance